

税 第 5 5 4 号
平成30年6月29日

一般社団法人千葉県環境保全協議会 様

千葉県不正軽油防止対策協議会会長
千葉県総務部税務課長 岩田昭男
(公 印 省 略)

不正軽油防止対策に係るポスター等の送付について

日頃から、当協議会事業の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、千葉県では、秋と冬に「不正軽油防止強化旬間」を定め、不正軽油の一掃を図るため、県内各所における集中的な一斉路上抜取調査の実施や広報等による啓発活動を行い、不正軽油の防止に取り組めます。

そこで、この期間に連動した取り組みとして、本年度当協議会で作成した不正軽油防止対策に係るポスター及びリーフレットを下記にとおり送付しますので、会員法人等各位に配布いただきますようお願いいたします。

記		
送付部数	ポスター	300部
	リーフレット	900部

全国及び千葉県の不正軽油防止に係る強化期間

1. 秋の不正軽油防止強化旬間（9月1日から同月10日まで） 千葉県
 2. 冬の不正軽油防止強化旬間（12月1日から同月10日まで） 千葉県
 3. 不正軽油撲滅強化月間（10月1日から同月31日まで） 全国
- ※その他関東甲信越ブロックでの一斉路上抜取調査も適宜実施しています。

【 担当 】

千葉県総務部税務課軽油引取税室

主事 岩崎稜平

電話：043-223-2170